

第2期
深川市まち・ひと・しごと創生
総合戦略

(素案)

地方創生



SDGs

2020年(令和2年) 月策定
北海道深川市

(裏表紙)

(素案の趣旨)

- 本素案は、第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて、市民、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会、市議会などから広くご意見をいただくためのものとして、現在、調整中の項目を含めて整理したものです。
- 本素案の整理が一定程度終了した段階のものを原案とし、この原案でパブリックコメントを行う予定です。

第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

= 目次 =

I はじめに	1
1. 第2期総合戦略策定の趣旨-----	1
2. 総合戦略の位置づけ -----	1
3. 計画期間 -----	2
4. SDGs との関係-----	2
II 基本的な考え方と推進方針	3
1. 人口減少対策の必要性 -----	3
2. 第1期のまとめ-----	4
3. 国及び北海道の総合戦略との関係-----	4
4. 産官学金労言等による推進体制 -----	5
5. 施策の推進に共通した手法 -----	5
6. 目標設定と効果検証 -----	9
III 基本目標と施策	10
基本目標1 産業を育て、活き活きと働くことができるようにする -----	11
(1) 本市を支える農業等の維持発展 -----	11
(2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興 -----	14
(3) 企業の経営体质強化と商店街づくり -----	16
(4) 企業誘致の推進 -----	17
(5) 労働力の確保 -----	17
基本目標2 本市の魅力を発信し、ひとを呼び込む -----	19
(1) 移住・定住の推進 -----	19
(2) 関係人口の創出・拡大-----	20
(3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大 -----	21
(4) 高校・大学等との連携 -----	23
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる -----	25
(1) 男女の出会いをつくる -----	25
(2) 子育て支援の充実 -----	26
(3) 小児医療及び周産期医療の提供体制等の確保 -----	28
(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり -----	28

基本目標4 住み続けたいまち、そして誇りをもてるまちをつくる -----	30
(1) まちなか居住などの住環境の整備と空家住宅対策-----	30
(2) 雪国の快適な生活環境づくり -----	32
(3) 公共交通の確保 -----	33
(4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実 -----	34
(5) 未来を担う人づくり -----	36
(6) 防災などの暮らしの安全 -----	38
(7) 広域連携の推進 -----	39
 付属資料 -----	
1. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるSDGsの考え方-----	40
2. まち・ひと・しごと創生法 -----	47
3. 策定までの経過 -----	51
4. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会 -----	52
5. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会 -----	55
6. 意見募集等の状況 -----	57
7. 深川市議会地方創生特別委員会 -----	57
8. 庁議 -----	57

I はじめに

1. 第2期総合戦略策定の趣旨

我が国は、2008年から人口減少時代に突入しています。国の「長期ビジョン」では、人口の推移がこのまま続ければ、人口は地方から急速に減少し、その結果、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなると指摘しています。

本市においては、こうした危機に対応するため、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「2040年に15,259人を維持する」との長期展望に立ちながら、短中期的な見地から、人口減少の克服に向けた対策を継続的に進めてきました。

こうした第1期の総合戦略で根付いた地方創生の意識や取り組みについては、第2期でも継続していく必要があるため、引き続き4つの基本目標を維持しつつ、地方創生に効果が高い施策等は確実に推進し、より高い成果を目指すとともに、課題が生じているものについては打開策を再検討するなど、柔軟に対応することで、近年の社会情勢に対応した新たなテーマに挑戦していきます。

本総合戦略は、人口減少の状況を直視しつつ、SDGs等の時代の潮流を捉えながら、地方創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

2. 総合戦略の位置づけ

○まち・ひと・しごと創生法に基づく計画

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定するもので、深川市の人口ビジョン（改訂版）を踏まえ、本市のまち・ひと・しごと創生に関する「目標」や「施策の基本的方向」などを定めた計画と位置づけます。

○第五次深川市総合計画との関係

第五次深川市総合計画は、まちづくりの指針となる本市の最上位の計画です。したがって、本総合戦略は、総合計画のなかから、まち・ひと・しごと創生に関して重要と考える施策を中心に抽出するとともに、新たな視点も加え、それらについての具体的な事業や数値目標を定めた計画としています。

3. 計画期間

本総合戦略の計画期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

※1 まち・ひと・しごと創生とは

次の「まち」「ひと」「しごと」を一体的に推進すること。

「まち」 国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
「ひと」 地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

「しごと」 地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

4. SDGs※2 との関係

本市の総合戦略では、人口減少下においても、将来にわたり安心して暮らしが続けることのできる「持続可能なまちづくり」、「人口減少に負けない活力あるまちづくり」を取り組みの基本方向としており、SDGs の理念と合致する各種施策をすでに推進している状況にあります。

そこで本総合戦略と SDGs の達成を見据えた政策展開との関係性を「Ⅲ 基本目標」において視覚化することで、関係する SDGs の 17 の目標（ゴール）を分かりやすく示しています。



※2 SDGs

Sustainable Development Goals の略であり、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標。また、国が示す「持続可能な開発目標」(SDGs) 実施指針において、政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGs を主流化することとされています。本市の創生総合戦略における SDGs の考え方については、付属資料 52 ページに掲載しています。

II 基本的な考え方と推進方針

1. 人口減少対策の必要性

本市の人口は、「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」でも示すとおり、1963（昭和38）年の市政施行後、1970（昭和45）年の多度志町合併による人口38,373人をピークに減少を続けています。

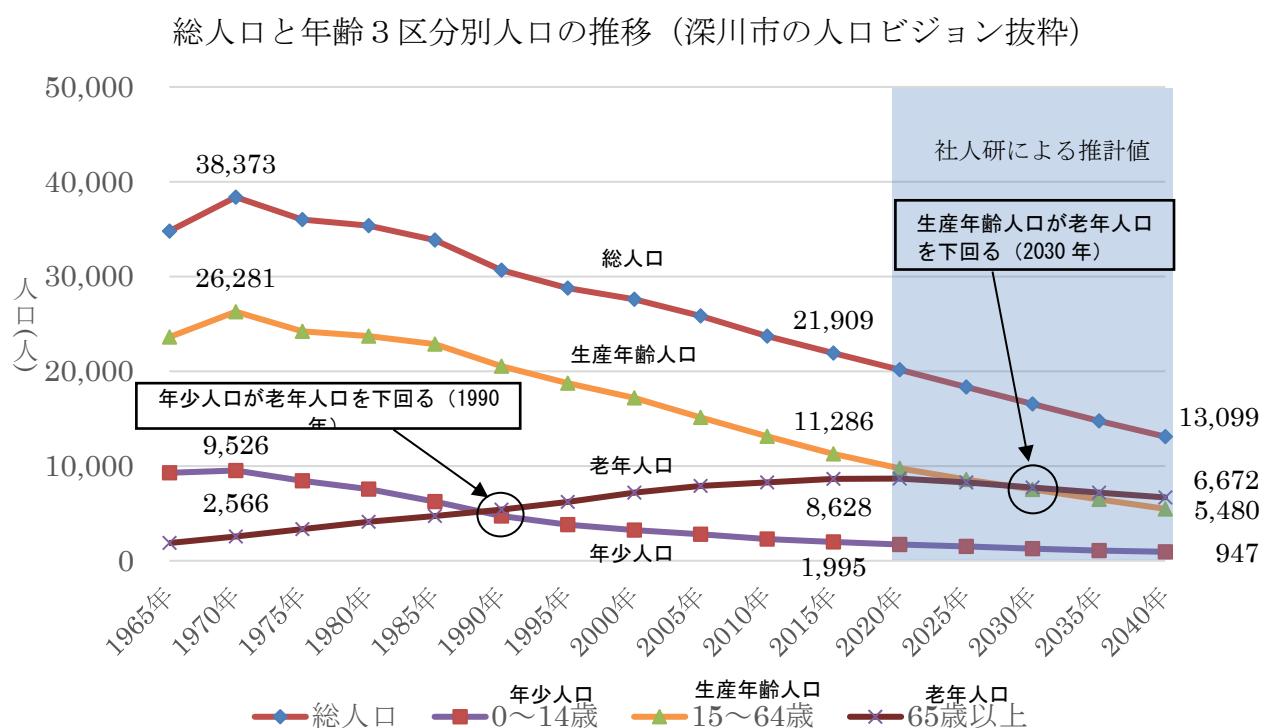
また、生産年齢人口及び年少人口は、総人口の減少に比例して減少を続け、逆に、老年人口は上昇しており、1990（平成2）年には年少人口が老年人口を下回りました。

国立社会保障・人口問題研究所による今後の人口推計では、2030（令和12）年には生産年齢人口が老年人口を下回り、2040（令和22）年の総人口は、2015年時点から40.2%減少し、13,099人と推計されています。

人口減少は、本市経済に消費市場の規模縮小だけでなく、基幹産業である農業の従事者不足や商工業の人手不足を生み出しており、農地の荒廃による環境悪化、また、事業の縮小や廃業を迫られるような状況を生み出しかねません。こうした地域経済の縮小は、市民の経済力の低下につながり、高齢化の進展もあいまって地域社会の様々な基盤の維持を困難なものにしようとしています。

これらのことから、人口減少を克服し、地域社会の活力を取り戻すため、市民をはじめ国・北海道・近隣自治体とともに危機感と問題意識を共有して、まち・ひと・しごと創生に関する各種の施策を推進していく必要があります。

総合戦略は、そのために必要な施策推進の指針として定めるものです。



※2015年までの総人口及び3区分別人口は「国勢調査」より作成

※2020年以降の総人口及び3区分別人口は社人研の推計値より作成

2. 第1期のまとめ

2015年度から2019年度の5年間を戦略期間として策定した第1期の「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、総合戦略に設定した69項目の数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の4年経過後の平成30年度末時点での進捗状況を見ると、「順調」が21項目30.4%、「概ね順調」が14項目20.3%となり、進捗が良好と判断できるものの合計は35項目50.7%となっています。

これに対し、「やや遅れ」が19項目27.5%、「遅れ」が10項目14.5%と、合計42%の項目の進捗が遅れている状況となりました。

なお、工業製造業出荷額、健康寿命といった国や北海道で公表している統計数値を数値目標やKPIとしている項目については、平成30年度に統計数値が公表されなかつたなどを理由に5項目7.3%を「不明」としています。

本市における第1期の地方創生のまとめについては、4年経過後の平成30年度末時点での進捗状況と過去の実績を踏まえると、さまざまな要因（販売額の増加、自然災害、人材不足等）により、各項目の進捗にはその都度変動があるものの、数値目標及びKPIの目標達成に資する100を超える事務事業の実施とその実績は、本市の地方創生に一定の効果があったものと判断しています。

しかし、数値目標及びKPIの進捗として、「やや遅れ」や「遅れ」となっている項目が全体の約4割となっていることから、事務事業について新たな視点も取り入れながら必要な見直しを行うとともに、目標値の設定方法も含め、そのあり方を改めて検討する必要があると判断しました。

担当課及び庁内検討委員会で協議を進め、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会をはじめ市民の意見を踏まえながら、地方創生に資する事業展開を図っていく必要があります。

なお、第2期の深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、令和元年6月に国が示した「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」や国及び北海道が示す総合戦略、そして、第1期のまとめとなる上記の判断を勘案し、総合戦略で掲げている4つの基本目標を引き続き維持していくとともに、必要な強化を図った上で次期戦略を策定し、長期的視点に立って、粘り強く人口減少対策をすすめていかなければならぬと考えています。

3. 国及び北海道の総合戦略との関係

国の総合戦略においては、地方における様々な政策による効果を集約した中で、人口減少に歯止めをかけるため、引き続き4つの基本目標を掲げるとともに、新たな視点に重点を置き施策を推進するとしています。

本市の総合戦略では、「第1期のまとめ」を踏まえたうえで、以下の国・北海道がめざす地方創生の基本的な考え方などを勘案しながら、基本目標や主要施策を設定しており、計画期間中においては、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた政策5原則に則り、適宜国が示す新たな視点も取り入れながら各種取り組みを展開していきます。

◆国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方と政策5原則(抜粋)

1. 基本的な考え方

(1) 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体として少子化、人口減少につながっている。
- ・人口減少は、地域経済に、消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な人手不足を生み出しており、それゆえに事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつある。
- ・人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、次の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。
 - ①「東京一極集中」を是正する。
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
 - ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ・地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。
- ・その上で、課題解決に重要なのが、負のスパイラル（悪循環の連鎖）に歯止めをかけ、好循環を確立する取り組みである。悪循環を断ち切るには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

① 自立性

各施策が一過性の対処療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものにするようとする。

② 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢をもって前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

③ 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援する。

④ 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるために、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。

⑤ 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

◆国の4つの基本目標とまち・ひと・しごと創生基本方針2019 概要抜粋

<第2期に向けての基本的な考え方>

- ・検証を踏まえた検討の方向性

第2期「総合戦略」においては、第1期の検証を踏まえ、現行の4つの基本目標については基本的に維持しつつ、「第2期における新たな視点」に重点を置いて、必要な見直しを行う。

<第2期における4つの基本目標>

1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようにする
2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

<第2期における新たな視点>

- (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する
 - ・将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大
 - ・企業者や個人による地方への寄付・投資等を用いた地方への資金の流れの強化
- (2) 新しい時代の流れを力にする
 - ・Society5.0※3の実現に向けた技術の活用
 - ・SDGsを原動力とした地方創生
 - ・地方から世界へ
- (3) 人材を育て活かす
 - ・地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起しや育成、活躍を支援
- (4) 民間と協働する
 - ・地方公共団体に加え、NPOなど地域づくりを担う組織や企業と連携
- (5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる
 - ・女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現
- (6) 地域経営の視点で取り組む
 - ・地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント

◆北海道がめざす4つの基本方向

一人ひとりの希望をかなえる	安心して暮らせる豊かな地域をつくる	活力ある産業・雇用をつくる	多様な連携により地域の活力をつくる
広大な大地と恵まれた環境の中、安心して子どもを育み、道民一人ひとりの個性に応じた活躍の場をつくる	個性的な自然・歴史・文化・産業等を有する多様な地域において、人口減少下においても将来にわたり安心して暮らし続けることのできる生活の場をつくる	豊かな自然や高い食料供給力など多様な資源を活かし、力強い経済と、生き生きと働くことのできる就業の場をつくる	地域の枠を越えた連携・協働や、北海道を応援する多くの方々の力を取り込み、地域の活力をつくる

※3 Society5.0

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に次ぐ、第5の社会を意味し、AI（人工知能）・ICT（情報通信技術）・IoT（モノのインターネット）やロボティクスなどの革新的な技術を様々な分野に展開して、あらゆる分野で、現在とは全く異なる社会を実現しようとするものです。

◆北海道が掲げる戦略推進の基本方針

- (1) 基本認識の共有と全員参加
 - ・対策が功を奏したとしても、2040年には現在より約70万人減少する現実を直視
 - ・危機感をもって人口減少問題に的確に対応する必要性など基本認識を道民で共有
 - ・産官学金労言等により連携・協働し、オール北海道で戦略を推進
- (2) 市町村戦略との連携
 - ・道と市町村がより一層スクラムを強化し、地域とともに考え、行動
 - ・市町村総合戦略と道の総合戦略の有機的な連携
- (3) 民間との連携・協働
 - ・北海道を応援してくださる方々の知恵と力の結集
 - ・企業版ふるさと納税による支援など、企業等との連携・協働による施策の展開
- (4) 分野横断的な政策展開
 - ・自然減対策、社会減対策、経済・雇用、医療・福祉、まちづくりなど、各分野における連携を強化するとともに、SDGsの達成も意識しながら、分野横断的な政策を展開
- (5) 施策の重点化
 - ・北海道の優位性や独自性、先駆性等のある施策を中心に重点化

4. 産官学金労言等による推進体制

人口減少は、経済・雇用、医療・福祉、まちづくり、社会資本など、地域社会を取り巻く様々な要素が重なり合い生じるものであることから、行政のみならず、様々な関係者が密接に連携して施策を推進する必要があります。

総合戦略の各種施策を取り組むにあたっては、本総合戦略策定時に意見をお聞きした町内会等の住民代表をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア（産官学金労言）で構成する「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」と連携して効果的に推進します。

5. 施策の推進に共通した手法

施策の推進にあたっては、後述する基本目標ごとの取り組みに加え、第五次深川市総合計画で掲げた行政手法の活用が重要なことから、地方創生と関わりの深い次に掲げる4つの手法を十分活用します。

(1) 市民と行政による協働の推進

総合戦略に基づく施策を推進していくうえで、「協働」の視点は大変重要です。行政から一方的にサービスを提供するのではなく、市民（市民、事業所、地域、団体など）と行政とが対等な良きパートナーとしてお互いを尊重し合い、適切な役割分担のもと、目的と責任を共有し合いながら進めます。

(2) 広域連携の推進

国や北海道からの権限移譲や住民ニーズの多様化に伴い、市町村で行う事務が多岐にわたるようになっており、これらの事務を効率的に行うためには、近隣自治体との広域連携が重要です。また、行政サービスのみならず、経済や雇用といった面において

ても広域連携の視点が欠かせなくなっています。

本市においては、これまで北空知圏域による一部事務組合の設置や事務の受託などを進めてきましたが、平成30年3月に深川市は、妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結するとともに、同年10月には、圏域の将来像や具体的な取り組みなどを示した「北空知定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。

人口減少対策においては、広域連携が重要な視点であることから、さらに広域による事務事業を拡大するとともに、北海道とも連携しながら、効果的な取り組みになるよう進めます。

(3) 未来技術の活用

国や北海道においては、Society5.0 の実現に向けた AI・ICT・IoT などの未来技術を活用した施策の展開が始まっていることから、こうした国や北海道などの取り組みと連携するとともに、未来技術に関する独自の施策を展開・検討することで市民サービスの向上を図るなど、地方創生に資する取り組みを進めます。

また、本総合戦略の実施に際しては、企業間取引や観光における人の動きなどを分析することが可能な、国の「地域経済分析システム（リーサス[RESAS]）」※4を必要に応じて活用しながら進めます。

(4) 健全な財政運営

総合戦略に基づく施策を推進していくためには、必要な財源の安定的な確保はもちろんのこと、事務事業の見直しが重要です。

本市では、これまで「行政運営プラン」に基づく行政の改革や財政の収支改善に対する取り組みを積極的に行っており、その成果が現れていますが、財源の大半を地方交付税等が占める現状では、国の景気動向や地方財政対策の内容によって、本市の財政運営が大きく左右されます。

したがって、まち・ひと・しごと創生においても、地方創生関係交付金をはじめ国の動向を十分注視するとともに、政策5原則にある「自立性」や「結果重視」などをしっかりと受け止め、財政の健全性に配慮しつつ、施策を検証しながら進めることとします。

※4 地域経済分析システム（リーサス[RESAS]）

国や民間調査会社等が有する人口動態、企業間取引、観光客の動向等のデータを、通信ネットワークを介し、パソコン上で分かりやすく確認できるシステム。

6. 目標設定と効果検証

(1) KPIに基づく進捗管理

総合戦略に掲げる施策の進捗度を客観的に把握するため、施策ごとにアウトカム指標※5を原則としたKPI（重要業績評価指標）※6を設定します。KPIは、総合戦略の進捗管理の基本データとして活用します。

(2) P D C Aサイクルの実施

総合戦略を着実に推進するため、定期的に総合戦略の実施状況や効果を検証し、必要に応じて見直しを行うP D C Aサイクル※7を実施します。

効果検証にあたっては、前述した「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」等の参画を得て行います。

※5 アウトカム指標

政策の実施により結果として市民にどのような便益がもたらされたのか（アウトカム）を示す指標。

※6 KPI（重要業績評価指標）

Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標。

※7 P D C Aサイクル

PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不斷のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

III 基本目標と施策

深川市の人団ビジョンで示した「2040年の人口を1万5千人程度に維持する」という長期的展望に立ち、深川市の総合戦略の基本目標として、以下の4つの柱を設定し、SDGsの観点を踏まえ主要施策等を定めて推進していくこととします。

基本目標1 産業を育て、活き活きと働くことができるようとする

- (1) 本市を支える農業等の維持発展
- (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興
- (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり
- (4) 企業誘致の推進
- (5) 労働力の確保



基本目標2 本市の魅力を発信し、ひとを呼び込む

- (1) 移住・定住の推進
- (2) 関係人口の創出・拡大
- (3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大
- (4) 高校・大学等との連携



基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (1) 男女の出会いをつくる
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 小児医療及び周産期医療の提供体制等の確保
- (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり



基本目標4 住み続けたいまち、そして誇りをもてるまちをつくる

- (1) まちなか居住などの住環境の整備と空家住宅対策
- (2) 雪国の快適な生活環境づくり
- (3) 公共交通の確保
- (4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実
- (5) 未来を担う人づくり
- (6) 防災などの暮らしの安全
- (7) 広域連携の推進



基本目標1 産業を育て、活き活きと働くことができるようとする

1 数値目標

- 主要作物作付面積

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 水稻 | 5, 560ha (H30: 5, 244ha) |
| 小麦 | 850ha (H30: 687ha) |
| 大豆 | 420ha (H30: 467ha) |
| そば | 2, 160ha (H30: 2, 471ha) |
| ・広里工業団地内企業の雇用者数 | 390人 (H30: 364人) |

2 基本的方向

人々が地域に定着するためには、地域経済の活性化が図られ、多様な人材が自らの能力を発揮し、また、生活の糧となる安定的な所得が得られる就業の場が確保されることが重要です。

そのため、本市の基幹産業である農業をはじめ地域の資源を生かしたものづくり産業の振興や商業・サービス業の経営体質強化などにより、地域産業の競争力向上を目指すとともに、雇用機会の拡大や労働力の確保と所得の向上を図ります。

3 主要施策

(1) 本市を支える農業等の維持発展

<現況と課題>

高齢化や農業後継者不在に伴う離農等により農家戸数の減少が進み、一戸当たりの規模が拡大される中で、近い将来において規模拡大に限界が生じ、受け手のいない農地が発生することで、農地の荒廃や生産力の低下が強く懸念されます。

このことから、農地を確実に継承する農業後継者や新規就農者など、幅広い農業の担い手の育成・確保をするとともに、労働力不足に対応した雇用労働力の確保が一層重要となっています。

また、TPP11協定やEU・EPAの発効などグローバル化の進展により、安価な輸入農産物や農産加工品の流入による農産物価格への影響が懸念され、さらに燃油・肥料等の生産資材の高騰、規模拡大や設備投資による借入金の償還等も農業経営を圧迫する要因となっています。

このため、農業所得の向上を目指し収益性の高い作物の導入、効率化・省力化に向け先端技術を活用したスマート農業技術の導入、生産基盤の整備などの取り組みが重要です。

森林・林業については、森林の所有が小規模・分散的で、森林所有者の世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われなくなることが懸念されることから、森林の持つ多面的・公益的な機能の維持向上を図るとともに、自然や森林に対する市民の関心を高めていくことが重要です。

有害鳥獣による農作物の被害が増加していることから、エゾシカなどによる農作物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策を推進することが必要です。

① 多様な人材の確保及び農地の集積・集約化

(株)深川未来ファームや農業関係団体と連携し、新規就農者の確保・育成に努めるとともに、雇用労働力を確保するため、多様な人材の確保に向けた取り組みや、外国人材の活用に向けた調査・研究を推進します。

また、離農者の農地が地域の担い手や新規就農者等へ円滑に継承されるよう、関係する事務事業の推進に取り組むとともに、引き続き、認定農業者など担い手が円滑に農地を利用集積できるよう、農地中間管理事業等により農地再配置の促進を図り、あわせて、Uターン・新規学卒者等の新規参入者の就農を促すため、資格取得や農業研修に対する支援などを行い農業後継者の育成に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
新規農業従事者数（後継者含む）※	年8人 (過去5年平均)	年9人

※年間150日以上農作業に従事している者

<具体的な事務事業と担当課>

- ・深川未来ファーム運営支援事業 農政課
- ・農業後継者対策 農政課
- ・新規就農者確保対策事業 農政課

② 営農条件の積極的な改善と所得の確保

本市の基幹作物である米については、売れる米づくりに向け、乾燥調製貯蔵施設や精米施設等の活用により良質・良食味米の生産を推進します。

小麦や大豆、そば等の畑作物については、土づくりの推進と輪作体系の確立、土壤診断に基づく施肥量の見直しのほか、乾燥調製貯蔵施設の活用等により、良質で安全・安心な畑作物の安定的な生産を推進します。

野菜・花き・果樹については、需給状況や消費者ニーズに対応した品目・品種の導入による産地づくりや観光農園などの多様な経営展開により生産振興を図り、また、畜産については、肥育牛の育成と優良肉用牛の生産、養豚技術の確立などに取り組みます。

生産基盤の整備については、用排水施設の整備、低コスト生産を目指した大区画ほ場や水田の汎用化、排水改良、土層改良などの整備を計画的に推進します。また、「離農跡地の優良農地への転換」を図り、作業効率の向上や景観保全に取り組みます。

農業所得の確保のための取り組みについては、高収益作物の導入のほか、効率化・省力化に向け、技術発展の著しいロボット・AI・IoT等の先端技術を生かしたスマート農業の導入を推進します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
農産物生産量	水稻 25,142 t 小麦 2,647 t 大豆 973 t そば 867 t (H30)	水稻 30,940 t 小麦 3,460 t 大豆 1,060 t そば 1,460 t

<具体的な事務事業と担当課>

- ・深川農業ステップアップ推進事業 農政課
- ・農業競争力基盤強化特別対策事業 農政課
- ・非農用地利活用促進事業 農業委員会事務局

③ 森林の適正管理と林業従事者の育成確保

森林の適正な管理や施業コストの低減を図るため、林道・作業道等の林内道路網の維持及び整備に努めます。

林業担い手の各種研修会等への参加促進により、担い手の育成確保に努めるとともに、施業量の安定確保により、林業労働者の雇用の安定と技能・技術の向上を図ります。

森林管理の適切な実施により、山地災害の防止と山林の公益的機能の向上を図るために、森林環境譲与税を活用し計画的に間伐等に取り組むとともに、発生した間伐材などの利用促進を図ります。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
市有林の整備面積	年 6.8ha(H30)	年 7.0ha
民有林の整備面積	年 90.0 ha(H30)	年 102.0 ha

<具体的な事務事業と担当課>

- ・市有林整備事業 農政課
- ・間伐促進事業 農政課
- ・森林整備促進事業 農政課

④ 有害鳥獣による農業被害への防止

エゾシカ・アライグマなどの有害鳥獣による農作物被害を防止するため、「深川市・北竜町鳥獣被害防止計画」に基づく対策を推進するとともに、平成30年度に整備した「有害鳥獣処理施設」の有効活用により、捕獲個体の適正処理に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
有害鳥獣捕獲頭数(エゾシカ)	146頭(H30)	240頭以上
有害鳥獣捕獲頭数(アライグマ)	83頭(H30)	140頭以上

<具体的な事務事業と担当課>

- ・有害鳥獣駆除事業

農政課

(2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興

<現況と課題>

本市では、豊富な農畜産物を活用した特産品等の開発を通して、地場産業の振興に努めてきており、第1期の総合戦略期間中には、産学官で構成するふかがわ地域資源活用会議と連携し、黒米レトルトおにぎりやりんごのスパークリングジュースの商品化を図りました。

加えて、本市の地域資源活用施設「アップルランド山の駅おとえ」では、平成27年度に商品化した「ふかがわシードル」に続き、平成29年度に「ふかがわシードル プレミアム」、平成30年度に「ふかがわポワレ」、令和元年度に「ふかがわシードル ドライ」をそれぞれ発売し、製造・販売量の増加に伴い、果樹農家から供給を受ける原料りんごの数量も増えているところです。

さらに令和元年度には、地方創生拠点整備交付金により「深川市地域資源活用農畜産物処理加工施設」を整備し、「ふかがわポーク」などを活用した新たな地域特産品の創出を図るための環境を整えたところです。

また、平成27年度から新たに取り組んだ「深川名物応援事業」では、地元事業者が製造・販売する13の商品を、市民投票を経て「これぞ！ふかがわ名物」に認定し、広くPRに努めたところです。

地場産品の海外販路開拓については、JAきたそらちと連携し、ベトナムへのコメの輸出を実現した一方、ロシア・サハリン州向けの輸出事業は、ロシア側の輸入規制の強化などを背景に大きな進展には至っていない状況です。

本市の産業振興を図っていくためには、今後とも農畜産物の高付加価値化に向けた取り組みが重要であり、市内事業者と連携して特産品等の改良・開発を一層推進することや、ふかがわシードルやふかがわポークなどの加工事業の推進によって、雇用機会を創出することも必要です。さらに、国内市場の将来を見据えたとき、コメをはじめとする農産物や加工品の海外販路開拓・拡大に積極的に取り組むことが必要です。

① 地域資源の活用

地域資源活用施設「アップルランド山の駅おとえ」において、りんごの果実酒「ふかがわシードル」等果実加工事業の充実を図るとともに、産学官で構成するふかがわ地域資源活用会議と連携し、黒米等の地域資源を活用した特産品開発に取り組みます。

また、「深川市地域資源活用農畜産物処理加工施設」を核として「ふかがわポーク」等を活用したハム・ソーセージ等の特産品の創出、販路・販売拡大のほか、雇用の確保を図り、新たな産業としての育成強化に取り組みます。

北空知1市4町の広域連携により、地場産農産物及びその加工品の学校給食への利活用を引き続き推進します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
ふかがわシードル等果実酒の製造数量	10,000 ℥(H30)	12,700 ℥
地域資源を活用した特産品開発件数※	2 件(H30)	5 年間累計 5 件
地場産農産物の給食食材利用品目数	15 品目(H30)	20 品目 (R2 まで)
ふかがわポーク等加工品の販売額	4,746 千円(H30)	22,415 千円

※市が関与した件数

<具体的な事務事業と担当課>

- ・地域資源活用施設維持管理及び地域資源活用事業 地域振興課
- ・ものづくり産業振興事業（黒米プロジェクト等） 地域振興課
- ・学校給食等における地場産農産物及び加工品の利活用推進、さらに販路拡大、事業化、ブランド化事業（地方創生推進交付金事業） 学務課
- ・地域資源活用農畜産物処理加工施設運営 農政課

② 深川名物の普及促進

本市が認定した「これぞ！ふかがわ名物」などの特産品について、さっぽろオータムフェストなどの市外物産展やふるさと納税返礼品として積極的にPRするとともに、将来の深川名物に成り得る特産品の育成に取り組みます。

また、地域資源活用促進法に基づく本市のふるさと名物応援宣言「白と黒の二つのコメが特産品を育む！深川産米を活用した商品群」に沿った特産品開発を進める市内事業者を支援します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
市外物産イベントにおける出店回数※	13 回(H30)	18 回

※市及び深川物産振興会による市外イベント出店回数

<具体的な事務事業と担当課>

- ・特産品普及事業（イベント参加等） 地域振興課
- ・ものづくり産業振興事業（黒米プロジェクト等）（再掲） 地域振興課
- ・ふるさと納税事業 地域振興課、税務課

③ 地場産品の海外販路の開拓

国内における主食用米の需要量の減少と、少子高齢化の進行等による人口減少を背景に、長期的には国内の食市場が縮小する見込みの中で、深川産米のさらなる販売拡大を図るため、JAきたそらちや輸出事業者と連携し、平成29年から人口の増加や経済発展の著しいベトナムに対する輸出や販売先等に対するプロモーション活動を実施しており、今後においても、JAきたそらちと連携して、コメ等農産物の輸出拡大に向けた取り組みを推進します。

また、本市の農畜産物を活用した加工品等の輸出を行う市内事業者を支援します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
コメ海外輸出量	52トン(H30)	66トン

<具体的な事務事業と担当課>

- ・農畜産物等海外販路開拓事業 農政課、地域振興課

(3) 企業の経営体質強化と商店街づくり

<現況と課題>

景気の低迷や人口減少による販売額の減少、後継者難、民間需要の市外流失等を要因とした廃業など、中小の卸売・小売業、製造業及び建設業等は依然として厳しい経営状況にあります。また、商店街においては、空き店舗や空き地等の問題について、市と商工会議所、商店街振興組合連合会が連携する中で、その進行（発生）が拡大しないよう対策を講じているのが現状です。

このため、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、商業者やサービス業者の経営体質の強化を図るとともに、消費者の利便性の高い魅力ある商店街づくりを行うほか、農商工連携や地域内の事業所間・業種間の交流と連携を促進して、商品力や販売力、技術力の確保・向上を図る必要があります。

○ 商業・サービス業の振興と中心市街地の活性化

商店街の活性化を図るため、空き店舗を活用した新店舗等の開設又は既存店舗の改装等に対して助成する「起業支援・改装等助成事業」の推進のほか、商店街自らが新たなサービスや魅力づくりを行う取り組みに対しては、各種融資制度事業や行政施策との調整などの支援を行い、商店街と一体となった“賑わいと魅力ある商店街づくり”に努めます。

市内での創業を促進するため、市と深川商工会議所が連携し、市内金融機関の協力を得ながら、ワンストップ相談窓口等によるきめ細かな支援を行う「創業支援事業」を推進します。

商業やサービス業の経営体質の強化を図るため、経営診断・経営相談等きめ細かな経営指導や制度融資の相談・周知等を行う「中小企業支援事業」に取り組むほか、経営者や従業員、後継者を対象とした各種セミナーの開催や中小企業大学校の受講支援を行うなど研修機会を拡充し「人材の育成」を進めます。

中心市街地に人を呼び込み、商店街等の活性化を図るため、中心市街地におけるイベントの開催など「賑わいを創出する事業」に引き続き取り組みます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
創業支援事業者件数	年平均1件	年1件

<具体的な事務事業と担当課>

- ・起業支援・店舗改装等助成事業
- ・創業支援事業
- ・中小企業支援事業
- ・中心市街地活性化等地域振興事業

商工労政課
商工労政課
商工労政課
地域振興課

(4) 企業誘致の推進

<現況と課題>

本市では過去5年間に3社の新規立地を支援してきましたが、企業誘致活動の根幹をなす企業立地優遇制度が、平成23年度の大幅改正から8年を経過し、企業からの新たなニーズなど状況の変化が生じてきたことから、令和元年度に植物工場などを補助対象に加えるとともに、雇用創出数に比例する補助内容に制度を改正したところです。

地方都市の景気動向は今後も厳しい状況が予想される中で、市民の就労機会の拡大や雇用の安定による地域経済の活性化のためには、一層の企業誘致を図っていくことが重要です。

○ 企業誘致の推進

本市の豊富な農畜産物をはじめ、台風や地震などの自然災害が少ない安全な地域性、交通アクセスの良さなどの立地上の優位性を強調しつつ、企業誘致活動を推進します。

また、工業団地内の工業用地の確保及び道路整備、立地企業の環境整備を進めるとともに、企業立地優遇制度により道外及び道内からの進出企業や既存企業等を支援します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
市の支援により工場等を新設及び増設した企業数	1社(H30)	5年間累計3社

<具体的な事務事業と担当課>

- ・企業誘致事業（工業等開発促進条例による助成等） 地域振興課

(5) 労働力の確保

<現況と課題>

本市では、進行する少子高齢化や若い世代の都市圏への流出などによる人口減少が続く中、消費市場の規模縮小や人手不足が深刻化するなど、地域経済の低下が危惧されます。

このような情勢の中、労働力不足に伴う経済力の低下を抑止するため、市内企業・事業所での若年人材をはじめとする労働力の確保が求められています。

○ 雇用の安定と創出

市内企業に対する積極的な若年者雇用の取り組みや、産業振興策の展開を通して新たな雇用の確保に取り組むとともに、既存企業に対する金融支援等により経営の安定化を図るほか、国・道の雇用対策に関する制度事業や、若年者等を新たに正規雇用した（雇用増が必要）市内中小企業等の事業主に対し奨励金を支給する「若年者等雇用拡大奨励金制度」の普及を図り、雇用の創出に努めます。

働きながら安心して子供を産み育てられる雇用環境の整備促進のため、育児休業取得を推進する企業等に対して、国の支援制度のほか、市の「育児休業取得支援助成制度」の活用を促し、雇用の安定に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
若年者等雇用拡大奨励金の申請件数	年8件(H30)	年8件
育児休業取得支援助成金の申請件数	年2件(H30)	年2件

<具体的な事務事業と担当課>

- ・若年者等雇用拡大奨励金事業 商工労政課
- ・育児休業取得支援助成金事業 商工労政課

基本目標2 本市の魅力を発信し、ひとを呼び込む

1 数値目標

- ・観光客入込数：年122万人（H30：年113万人）
- ・移住件数：年15件 5年間累計75件（H30：年6件）

2 基本的方向

本市は、明確な四季のもと米や畑作物、果樹をはじめとする豊富な農産物が生産されるなど豊かな自然条件に恵まれるとともに、道央自動車道深川IC、国道12号、JR函館本線・留萌本線などが通る、北海道における交通の要衝となっているなど地理的条件にも恵まれた好立地にあります。また、地震・台風などの自然災害が他の地域に較べ少ないことも大きな特色となっています。

第2期においては、引き続き、こうした本市の魅力や優位性を市外に向けて積極的に発信し、移住・定住の取り組みをはじめ、近年国が示している関係人口の創出・拡大の取り組み、観光資源の一層の活用と開発、スポーツや文化を通じた交流促進、市内の高校や大学との連携強化などを行い、本市の魅力をさらに高めることで、様々な世代の人たちに選ばれるまちをつくります。

3 主要施策

(1) 移住・定住の推進

<現況と課題>

本市では、平成28年度から3年間、地方創生推進交付金を活用した「移住定住パワーアップ事業」を推進し、移住コンシェルジュ2名を配置した移住定住サポートセンターの開設や、無料職業紹介事業の導入など、体制の整備を図っています。

3年間の取り組み実績としては、首都圏等で15回の相談会を開催し、延べ217件の相談対応を行ったほか、「1 Dayツアー」「お試し移住」「のんびり暮らし」の三つのメニューからなる移住体験事業を104回実施しています。

このほか、住まいや仕事に係る支援策として、移住者が住宅を新築する際に、土地の選定や建築プランの作成などのサポートを行う「住宅建設提案事業」、住宅新築時に一定要件を満たすと最大300万円を助成する「住宅助成制度」、市内で新たに就農をする方に対して、最大200万円を交付する「新規就農者確保対策事業」、商業者として空き店舗などを活用する方に対して、店舗の改修費用や家賃の助成を行う「起業支援・店舗改装等助成事業」及び転入して住宅を建設・購入された方への「移住記念品贈呈事業」などを継続して取り進めたところです。

こうした結果、平成27年度から4年間に、48件122名の方の移住を図ることができましたが、第1期の総合戦略に掲げる移住目標を達成するには至らなかったことから、既存事業の見直しや国の支援事業を活用した新規事業に取り組んでいく必要があります。

また、本市が平成25年度から進めている地域おこし協力隊については、これまでに11名の隊員を任用していますが、定住に至った隊員が1名にとどまっている現状や新たな隊員の確保が課題となっています。

○ 移住・定住の推進

移住定住パワーアップ事業により整備した移住定住サポートセンターを基本としつつ、首都圏等での移住相談会事業や移住体験住宅の活用方法の見直しを進めるとともに、国の移住支援金事業等を活用した事業に取り組みます。

また、移住された後も引き続き大学等在学中の奨学金を返済している若者の支援に取り組みます。

地域おこし協力隊については、地域おこしにつながる活動分野の開拓を進めつつ、隊員の積極的な受け入れを行うとともに、隊員の定住化率の向上に取り組みます。

さらに、定住促進の取り組みとして、市有地の低価格での販売を継続します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
移住相談受付件数(移住相談会分含む)	97件(H30)	130件
地域おこし協力隊の新規任用者数	1人(H30)	5年間累計5人

<具体的な事務事業と担当課>

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| ・移住定住推進事業 | 地域振興課 |
| ・深川市U-I-Jターン新規就業支援事業
(地方創生推進交付金事業) | 地域振興課 |
| ・まちなか居住等推進事業（民間住宅助成） | 建築住宅課 |
| ・地域おこし協力隊事業 | 地域振興課、農政課ほか |
| ・深川ライフ応援奨学金補助事業 | 地域振興課 |
| ・市有地低価格分譲事業 | 企画財政課 |

(2) 関係人口の創出・拡大

<現況と課題>

近年、国が示している新たな視点として、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、「定住人口」と「交流人口」の間に位置する地域と多様に係わる者を「関係人口」として定義づけ、地域外からの交流の入り口を増やすことで、移住・定住の促進や地域課題の解決につなげるなどの関係人口の創出・拡大の取り組みが重要となっています。

このことから、都市農村交流センター「アグリ工房まあぶ」を拠点とした、農作業や加工等の体験を通して都市部住民との交流を図る体験型・滞在型観光、お試し移住やインバウンド観光の推進などの関係人口の創出・拡大に関する取り組みの重要性が増しています。

また、ふるさと会など本市にルーツがある方とのつながりや、本市に一定の関心を持ってくれているふるさと納税寄附者などに対する取り組みも必要となっています。

○ 関係人口の創出・拡大

都市農村交流センター「アグリ工房まあぶ」を拠点に、民家に滞在して農業体験や交流するグリーンツーリズム事業などの農業体験・加工体験を通じて都市と農村の交流を推進するとともに、お試し移住などの移住・定住の推進やインバウンド観光によ

る交流人口の拡大などについても、関係人口の創出・拡大にかかわることから、今後も引き続き取り組んでいきます。

地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を広げるため、ふるさと会との交流機会の充実や同窓会参加者などへの地域情報の提供に取り組みます。

また、寄付文化の醸成を通じた関係人口を創出するため、ふるさと納税の推進を強化するとともに、企業版ふるさと納税の活用を検討します。

本市が令和元年度に取り組んだ「北海道型ワーケーション※8導入検討・実証事業」の結果を踏まえつつ、首都圏企業の社員等を対象に、休暇を兼ねてテレワーク※9などの仕事をしながら本市で一定期間滞在するワーケーション事業の導入を検討していきます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
都市農村交流センターの利用者数(うち浴場利用者数)	年133,544人 (年101,467人)	年140,000人 (年106,500人)
地域情報を提供したふるさと会、同窓会等の団体数	4団体(H30)	44団体
ふるさと納税寄附者に対するメールマガジン送信件数	1,090件(H30)	現状の維持
ワーケーション体験事業実施件数	0件(H30)	5件

<具体的な事務事業と担当課>

- | | |
|------------------------------|-------|
| ・都市農村交流センター維持管理 | 農政課 |
| ・移住定住促進事業（再掲） | 地域振興課 |
| ・北空知広域観光推進事業 | 商工労政課 |
| ・ふるさと会事業（札幌深川会、東京深川会、関西深川会等） | 地域振興課 |
| ・ふるさと同窓会応援事業 | 地域振興課 |
| ・ふるさと納税事業（再掲） | 地域振興課 |

(3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大

<現況と課題>

国では2003年に「観光立国」の実現をかけ、訪日外国人旅行者の増大を重点施策の一つに位置づけるとともに、2007年に「観光立国推進基本法」を施行、2008年には「観光庁」が発足するなど、インバウンド観光の取り組みを進めており、日本を訪れる外国人観光客は着実に増加しています。

このため、観光振興を進める上で外国人観光客の誘客は大変重要な要素となっており、周辺自治体の観光資源と連携して、広域観光によるインバウンド観光の取り組みを推進しているところであり、今後も広域観光、インバウンド観光を中心に観光振興を図る必要があります。

※8 ワーケーション

ワークとバケーションを組み合わせた造語

※9 テレワーク

情報通信技術を利用し、時間や場所を有効に活用できる働き方のこと。

本市の夏冬まつりや各種祭典行事については“地域をあげた賑わいのあるもの”とするため、関係機関・団体、市民組織と連携して運営に取り組んできましたが、今後は、民間と行政の連携をさらに強めていく必要があります。

平成30年度には地方創生拠点整備交付金を活用し「深川市学びと集いの郷音江広里交流館エフパシオ」を開設するとともに、令和元年度には施設機能向上と利用者ニーズに応えるため、同施設にトレーニング室を整備して、文化・スポーツによる**交流人口や関係人口の創出・拡大を図る**ための環境を整えたところです。

文化交流ホールやアートホール東洲館などにおいては、積極的に芸術・文化事業の開催と、市民の芸術・文化活動の成果を発表する機会の提供に努めているため、引き続き芸術・文化グループ活動の活性化を図りつつ、市内外の団体等との交流が深まる機会を創出する必要があります。

また、スポーツ大会の開催や合宿の招致などを通じて、多くの方々に深川市を知ってもらう・来てもらうためのきっかけづくりを行っており、エフパシオを拠点施設の一つとして、今後とも、こうした事業を通して**交流人口や関係人口を創出・拡大させる**必要があります。

① 観光資源の開発整備と交流の促進

北海道内の訪日外国人数は増加の一途をたどっており、特に中国、台湾をはじめとするアジア地域からの旅行客の増加が顕著なことから、北海道と連携した訪日教育旅行の招聘や旭川空港の活用などにより道北観光を推進するとともに、本市の都市農村交流センター、オートキャンプ場、果樹園、ホテルや北空知圏などの周辺自治体の観光資源とも連携し観光客の嗜好や関心に広く対応できる「体験型観光」、「滞在型観光」の提供など、観光における自治体連携による「広域観光」と「インバウンド観光」の取り組みを進めます。

また、インターネットなどを活用して深川市や北空知の観光情報を積極的に提供するとともに、観光案内人のスキルアップや動画活用など「PRの充実」を図ることにより、観光客へのきめ細やかな情報提供や受入機能の充実を図ります。

夏冬まつりや各種祭典の取り組みに関しては、観光関連団体、経済団体、関係機関のほか、様々な市民組織とも連携を強め、引き続き市民誰もが楽しめる賑わいのあるものにするとともに、観光客誘致にもつなげていくような体制づくりと内容の充実に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
道の駅ライスランドふかがわの来館者数	年91万1千人 (H30)	年100万人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・魅力ある深川観光づくり事業 商工労政課
- ・北空知広域観光推進事業（再掲） 商工労政課
- ・夏冬まつり等 商工労政課

② スポーツ・文化・芸術を核とした交流の推進

スポーツ合宿の積極的な招致活動と同時に、陸上中長距離競技の国内一流選手が出場する「ホクレン・ディスタンスチャレンジ深川大会」の開催などにより、スポーツ施設の有効活用とスポーツの普及振興、**交流人口や関係人口の創出・拡大**、スポーツを通じた交流活動を推進します。

特に、2020 東京オリンピック・パラリンピックを目前に控え、生活環境とトレーニング環境がこれまで以上に重要視されていることから、地方創生関係交付金により「学びと集いの郷音江広里交流館エフパシオ」に増設したトレーニング室を有効活用し、さらなる合宿招致を進めます。

地域の特色ある文化芸術活動や文化交流ホール等の活動を推進し、企画展の開催や芸術鑑賞機会の提供など文化・芸術を通じた市内外の交流活動の拡大を図ります。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
実業団や大学等のスポーツ合宿の延宿泊数	年 10,350 泊 (H30)	年 11,000 泊

<具体的な事務事業と担当課>

- ・スポーツ合宿招致 生涯学習スポーツ課

(4) 高校・大学等との連携

<現況と課題>

近年の少子化・過疎化の中で全道的に公立高校の入学者が減少する中、北海道教育委員会により、公立高校配置計画の中で学級減や再編整備が行われています。本市においても深川西高等学校及び深川東高等学校の2校について定員割れが生じていることから、再編を含めた定員調整の検討が必要と示されていますが、普通科と職業学科の高校があることによる進路選択の確保及び地域の人材育成のためには、両道立高校の存続と定員確保に努めることが重要です。

開校から半世紀以上の歴史を重ねる拓殖大学北海道短期大学、そして、硬式野球部や女子バレーボール部など特色ある学校運営を推進するクラーク記念国際高等学校は、次代を担う人材の育成に加え、公開講座の開催や地域イベントへの積極的な参加などを通じて、地域社会に貢献しています。そのようなことから、両私立学校が引き続き魅力ある学校として充実・発展されるとともに、地域との交流機会の一層の拡大や**関係人口の創出など**につながるよう支援していくことが必要です。

○ 高校・大学等との連携強化

本市において、高校教育の振興と発展を図ることは、地域の教育振興及び人口減少対策にとって有効な施策であり、また、未来を担う子ども達の将来の進路選択幅を広げ、人材の定着を図るうえで、それぞれ特徴ある教育を実践している深川西高等学校及び深川東高等学校両校の存続が必要であることから、入学者確保に向けてそれぞれで実施する学校の魅力づくりの取り組みを支援します。

私学振興では、拓殖大学北海道短期大学と連携し、学生確保や若者の定住促進、地域の雇用創出などの取り組みを進めるほか、同大学によるミュージカル公演や市民公開講座などの地域交流事業を支援します。

また、クラーク記念国際高等学校については、特色ある教育活動やスクーリングにおける本市の地域資源を生かした体験学習機会の充実に向けて支援します。

＜重要業績評価指標(KPI)＞

指標	現状値	目標値(R6)
拓殖大学北海道短期大学 1 年生の新規市内居住者	入学者の 63% (H26～H30 平均)	毎年の入学者の 67%

＜具体的な事務事業と担当課＞

- ・深川市公立高等学校の魅力ある学校づくり事業支援交付金 学務課
- ・拓殖大学北海道短期大学振興助成 地域振興課
- ・クラーク記念国際高等学校振興事業 地域振興課
- ・若年者人材力向上環境整備事業（普通運転免許助成事業） 地域振興課

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

1 数値目標

- 合計特殊出生率： 1.50
(H30：全国 1.42、道 1.27 市 1.20)

2 基本的方向

人口の自然減を食い止めるためには、出生率の向上が重要です。

結婚や出産が個人の意思に基づくものであることを基本としつつ、結婚し、安心して子どもを生み育てたいと思う方々の希望をかなえることを目標とし、子どもは本市の将来を担う大切な存在であるという認識に立って、結婚から出産、子育てにわたる切れ目のない対策を推進するとともに、より多くの方が様々な子育て支援事業を活用できるよう、情報の提供と制度の周知に努めます。

3 主要施策

(1) 男女の出会いをつくる

<現況と課題>

少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化が進行しており、これらへの施策として「少子化対策出会い創出支援事業」を実施していますが、より効果のある事業を関係団体等と連携し実施していくとともに、イベントの開催だけではなく、日頃から、未婚男女のための出会いのきっかけ作りを支援する体制の整備に努める必要があります。

○ 出会いの創出

未婚化・晩婚化の対策として、独身男女の出会いを創出する事業を実施する団体等に対して市が助成するとともに、各実施団体等と情報交換を行い、より効果のある事業の実施に努めます。また、各地域の住民の状況を把握している方々を縁結びサポーターに委嘱し、男女の出会いを支援するための研修会や情報交換会等を開催します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
婚姻件数	年 52 件 (H27~30 年平均)	5 年間累積 260 件

<具体的な事務事業と担当課>

- 少子化対策出会い創出支援事業 子育て支援推進室
- 縁結びサポーター制度 子育て支援推進室
- 結婚新生活支援事業 子育て支援推進室

(2) 子育て支援の充実

<現況と課題>

子育てに不安や負担感を持つ保護者の増加、また、核家族化や地域における人間関係の希薄化などから、子育て家庭の孤立化や地域が持つ子育て機能の低下など、子どもや保護者を取り巻く社会環境が大きく変化しているとともに、就労状況の多様化などにより、保育サービスに対するニーズも多様化しています。

そのため、希望する出産や安心して子育てができる環境が実現できるよう、子育てにかかる経済的な負担や育児負担を軽減するための各種子育て支援に取り組むとともに、仕事と子育ての両立のための環境整備などに努めてきました。

今後も、子育て支援のより一層の充実を図るため、妊娠、出産、育児を通して切れ目のない支援と、地域で子育てを支える体制や環境づくりが必要です。

① 妊娠・出産までの支援

妊娠・出産・育児の不安や負担感を軽減するため、妊娠期からの継続した相談・支援体制の充実を図るとともに、妊娠・出産期の安全と、子どもの健やかな発育発達のため、健康診査や健康相談、家庭訪問など母子保健事業の充実を図ります。

経済的負担の軽減では、妊産婦健康診査の費用を助成するとともに、市立病院の産婦人科医師の不在に伴う妊産婦健康診査のための産科医療機関への通院費や、健やかな妊娠、出産を支援するため、妊娠・出産応援交付金事業を行うなど、妊産婦の経済的負担を軽減します。また、高額な特定不妊治療費や一般不妊治療費を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
保健師による新生児訪問率	100%(H 30)	100%
合計特殊出生率	1.20 (H30)	1.50

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 特定不妊治療費助成事業 健康福祉課
- ・ 一般不妊治療費助成事業 健康福祉課
- ・ 妊産婦健康診査事業 健康福祉課
- ・ 母子保健事業 健康福祉課
- ・ 妊娠・出産応援交付金事業 健康福祉課

② 子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て世帯の負担を軽減するため、国の「幼児教育・保育の無償化」に加え、無償化の対象外となる3歳未満児の保育料軽減率を国基準の50%に拡充するほか、市の独自軽減となる多子世帯向け保育料軽減措置などを継続します。さらに、中学3年生までの子どもの病院等の診療に係る医療費自己負担分を全額助成します。

＜重要業績評価指標(KPI)＞

指標	現状値	目標値(R6)
保育所保育料の助成割合※	40.7%(H30)	継続(50%以上)

※国の利用者負担基準額に対し、市が独自に軽減措置を行った額の割合

＜具体的な事務事業と担当課＞

- ・保育所保育料軽減措置 子育て支援推進室
- ・子ども医療費支給事業 市民課
- ・重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費支給事業 市民課

③ 子育て支援体制・環境の整備

育児の不安や負担感を軽減するため、健康診査や健康相談、家庭訪問など母子保健事業の充実を図るとともに、子育て中の親子の交流促進や子育てに関する相談、情報提供等を行う拠点として、子育て支援センターの機能強化を図ります。

心身に発達の遅れや障がいのある児童とその家族に対して、児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービス事業などを実施し、療育支援の充実に取り組みます。

また、母子保健活動や子育て支援センターの事業を通じて、男性の育児参加だけでなく、家庭・地域・職場など、社会全体で子育てを支援していく考え方や意識の啓発を図ります。

多様なニーズに応じた保育サービスの拡充を図るため、老朽施設の建替えなど保育環境の整備を図り、子育てと仕事の両立を支援するとともに、市内の幼稚園が実施する地域の子どもが参加できる事業の情報について、子育て家庭への周知に努めます。

地域における子育て支援体制を推進するとともに、情報を必要とする人の情報取得方法・サービス拡充のため、「ぴったりサービス」の活用等、子育てワンストップサービスの充実に努めます。

＜重要業績評価指標(KPI)＞

指標	現状値	目標値(R6)
乳幼児健康診査及び1歳6か月・3歳児健康診査の受診率	98.7%(H30)	100%
待機児童	なし(H30)	継続

＜具体的な事務事業と担当課＞

- ・母子保健事業（再掲） 健康福祉課
- ・産後ケア・育児サポート事業 健康福祉課
- ・乳幼児健康診査事業 健康福祉課
- ・1歳6か月・3歳児健康診査 健康福祉課
- ・特別保育事業 子育て支援推進室
- ・子育て支援センター運営 子育て支援推進室
- ・放課後児童健全育成事業 子育て支援推進室
- ・障がい児通所支援事業 健康福祉課

(3) 小児医療及び周産期医療の提供体制等の確保

<現況と課題>

市立病院では、平成27年4月より小児科及び産婦人科の常勤医師が不在となり、小児科は旭川医科大学より、産婦人科は北海道大学医学部より医師の派遣を受け外来診療を行っていますが、入院は、いずれの診療科も対応することが出来ていません。

このことから、子育て世代の方などが妊娠や出産、育児に大きな不安や負担を感じている状況にあり、小児医療及び周産期医療の体制の確立に向け、一刻も早く小児科及び産婦人科の常勤医師を確保する必要があります。

○ 小児科及び産婦人科常勤医師の確保等

必要な医療体制を確保し、子育て世代などが安心して子どもを産み、育てられるよう、小児科及び産婦人科常勤医師の確保にあっては、旭川医科大学や北海道大学医学部への派遣要請を継続するとともに、医師の紹介や斡旋をする公的機関や民間業者等を活用し、常勤医師の確保に努めます。

また、産婦人科常勤医師の不在に伴う妊婦への経済的負担の軽減と、健やかな妊娠出産をむかえ、安心して子育てができる環境づくりのため、妊娠・出産応援交付金（コウノトリ応援プラン）を妊娠中に交付し、支援の充実に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
市立病院に勤務する小児科及び産婦人科常勤医師数	小児科 0人 産婦人科 0人 (H31.4)	小児科 2人 産婦人科 1人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・医師養成修学資金貸付金制度 市立病院管理課
- ・妊婦健康診査通院等支援事業（再掲） 健康福祉課
- ・妊娠・出産応援交付金事業（再掲） 健康福祉課

(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

<現況と課題>

近年では、男女共同参画に対する社会の意識は徐々に浸透してきており、長年にわたり蓄積されてきた性別による役割分担意識や社会通念などは、少しずつではありますが変化してきています。

本市においても、深川市男女共同参画計画第2次計画見直し版に基づき、すべての人がともに家庭、職場、地域などあらゆる活動に主体的かつ積極的に参画することを進めているところです。

このような取り組みにより、深川市労働基本調査において仕事と子育て環境の向上がみられ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が浸透しつつあることから、今後もさらに仕事と子育ての両立のための環境づくりを進める必要があります。

○ 仕事と子育ての両立支援

育児休業取得を推進する企業等に対して、国・道の支援制度のほか、市の「育児休業取得支援助成金制度」の活用を促進し、仕事と家庭の両立を図るとともに、働きながら安心して子供を生み育てることができる雇用環境の実現に努めます。

多様なニーズに応じた保育サービスの拡充を図るとともに、老朽施設の建替えなど保育環境の整備を図り、仕事と子育ての両立を支援します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
育児休業取得支援助成金の申請件数	年2件(H3O)	年2件

<具体的な事務事業と担当課>

- 育児休業取得支援助成金事業（再掲）

商工労政課

基本目標4 住み続けたいまち、そして誇りをもてるまちをつくる

1 数値目標

- ・住みよいまちと感じている人の割合：7割
(H30：58.7%「深川市まちづくりアンケート結果」)

2 基本的方向

人口の流失を防ぐためには、働くことのできる場の確保や教育環境の充実はもとより、そこに住み続けたいと思える生活環境の充実が重要です。

そのため、道路や公園など快適な住環境の整備をはじめ、冬の生活に欠かせない除雪対策、公共交通などの市民の交通手段の確保、健康・医療・介護施策の充実、防災対策、平和運動、環境保全や資源循環型・省エネルギー型社会の実現、小さな拠点づくりの検討など、様々な分野における施策の充実に取り組みます。

また、持続可能なまちづくりのためには、自治体間の連携が重要であり、北空知圏をはじめとする広域連携を一層強めて、まちづくりを進めます。

3 主要施策

(1) まちなか居住などの住環境の整備と空家住宅対策

<現況と課題>

都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代の人たちが、快適に生活できる環境を実現することが必要です。

そのためには、医療・福祉・商業施設や住宅等がまとまって立地するなど、コンパクトなまちづくりを進めることができが不可欠であり、その一環として、「まちなか居住エリア」をはじめとする市街地の生活環境の充実に努めています。

今後、その整備については、住宅、道路、公園など、社会資本の総合的なレベルアップが必要です。

また、市内において適切な管理が行われていない空家等については、その所有者等に対して管理の改善などの指導を行っていますが、十分に対策が進んでいない状況にあります。こうした空家等の適切な対応のため、今後「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく事務処理手続きの策定などが必要です。

① まちづくりの整備と空家住宅対策

社会構造の変化に対応するため、まちづくり構造を見直さなければならない局面を迎えており、都市機能と公共サービスを集約させ、地域の活性化と生活利便性の向上、経営コストの効率化を図りながら、「魅力あるコンパクトなまちづくり」を目指すため、都市機能施設や居住施設の誘導とこれらの拠点間を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の推進に基づく立地適正化計画を策定します。

住宅を取り巻く環境は、家族構成の変化や生活スタイル、住まいに対するニーズの多様化など、大きく変化しています。そのため、高齢者や転入希望者がゆとりを持つ

て住宅を確保できる環境づくり、既存住宅を適切に維持管理し、有効に活用する環境づくり、少子高齢社会において皆が支え合い安心して暮らせる環境づくり、自然環境に配慮した快適な住宅・住環境づくり、地域の活性化に寄与する活力ある住宅・住環境づくりを促進します。

市営住宅の整備については、市の人口・世帯数の動向・持家や民間借家の動向を踏まえ、将来の公営住宅需要を見極め、老朽化した市営住宅の建替・個別改善・維持保全・用途廃止など、長期的な視点を持って市営住宅の整備・効率的な活用に努めます。

また、適切な管理が行われていない空家等が、防災・衛生・景観等の地域住民生活環境に深刻な影響を及ぼすような場合には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等対策計画を策定し対応するとともに、利用可能な空家等については、その活用を増進する方策を検討するなどにより、不適切な空家等の解消に努めます。

＜重要業績評価指標(KPI)＞

指標	現状値	目標値(R6)
持ち家住宅新築件数	年45件(H30)	5年間累計150件

＜具体的な事務事業と担当課＞

- ・空家情報の発信 建築住宅課
- ・空家等対策計画の策定 自治防災室
- ・まちなか居住等推進事業（民間住宅助成）（再掲） 建築住宅課
- ・市営住宅建設事業 建築住宅課

② 狹あい私道等の整備

安全で安心な住環境や景観を保持するため、より魅力的な環境整備の一環として、市道の整備はもとより、狭あい道路については拡幅を促進して市道認定を行い、整備を実施します。また、市道認定が困難な私道などの舗装等についても、道路整備事業助成制度の拡充を図り道路整備を促進します。

中心市街地においては、高齢者や子育て世代、若者などが安全に安心してくつろぐことができる公園が十分には整備されていないことから、「まちなか」地区での公園整備に努めるなど、より魅力的な生活空間の創出を図ります。

＜重要業績評価指標(KPI)＞

指標	現状値	目標値(R6)
狭あい私道拡幅促進事業による道路整備	0.4 km (H30までの累計)	0.9 km
道路整備事業助成による道路整備	0.6 km (H30までの累計)	累計1.1 km

＜具体的な事務事業と担当課＞

- ・狭あい私道拡幅促進事業 都市建設課
- ・道路整備事業助成 都市建設課

③バリアフリー化の推進

市街地の道路や公共施設の中には、建設から相当の期間が経過し老朽化が進んでいるものがあり、それらに係るバリアフリー化のための対策の必要性が高まっていることから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「深川市バリアフリー基本構想」に基づきバリアフリー化を推進するとともに、景観上も防災上も有益な無電柱化の促進に努めます。

＜重要業績評価指標(KPI)＞

指標	現状値	目標値(R6)
無電柱化路線	0.6 km (H30までの累計)	累計 1.9 km

＜具体的な事務事業と担当課＞

- ・無電柱化事業 都市建設課

(2) 雪国の快適な生活環境づくり

＜現況と課題＞

本市は、降雪や低温により冬季の国民生活に大きな影響があると国が定めた「積雪寒冷特別地域」にあり、近年は、平均気温が高く、降雪量が少ない「暖冬少雪」といわれる年もありますが、その一方で「数年に一度の猛吹雪」といわれる暴風雪警報が発令されるなど、集中的な降雪などが多発する傾向にあります。

高齢社会が進む中では、家の周りや通路、屋根雪などの除雪が「高齢でできなくなった」「近くに頼める人がいない」「どこに頼んでいいかわからない」など、除雪に関する不安や悩みをかかえる市民からの相談や問合せなども増えています。

市民が安心してこの町で暮らしていくという定住条件の改善策としても、市民の多様な除雪ニーズに即した対応策が必要となっています。

① 個人住宅の除排雪サービス

除雪サービスセンターにおいて除雪に関する総合的な相談窓口を設け、高齢などの理由で除雪に苦慮されている市民の除雪相談、現地確認、請負業者の紹介など、相談者へのきめ細やかな対応に取り組み、雪国の快適な生活環境づくりを支援します。

＜重要業績評価指標(KPI)＞

指標	現状値	目標値(R6)
門口・通路除雪の相談対応件数	年 91 件(H30)	年 90 件
家周り等除雪の相談対応件数	年 417 件(H30)	年 400 件

＜具体的な事務事業と担当課＞

- ・生活安心除雪サービス事業 都市建設課、社会福祉課

② 除排雪作業体制の確保

公道をはじめとする道路交通網の冬季の安全確保などのためには、万全な除排雪作業体制が求められます。そのためには、除排雪機械やオペレーターの確保が必要不可欠です。

本市が除排雪作業を委託している事業者が、中長期的に業務を円滑に行っていくため、継続的に除排雪作業に従事するオペレーターを確保する費用を支援します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
市道の除排雪路線	385 km(H30)	現状の維持

<具体的な事務事業と担当課>

- 深川市除排雪オペレーター養成事業

都市建設課

(3) 公共交通の確保

<現況と課題>

マイカーの普及や人口減少・少子高齢化などにより、公共交通（鉄道、バス、タクシーなど）の利用者が減少し、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が生じてきています。一方で、高齢化の進行により公共交通機関に頼らざるを得ない市民が増加しており、公共交通の維持・確保の必要性が増していることから、バスの赤字路線への財政的支援や高齢者バス利用料金助成事業を実施しています。

鉄道に対する施策として、市民が留萌本線を団体で利用した場合に乗車料金の半額を助成するなどの取り組みや、沿線自治体などの関係機関と連携し鉄路の存続について適宜協議を行っています。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づき、地方公共団体が中心となってまちづくりと連携した持続可能な公共交通体系を構築していくため、深川市地域公共交通活性化協議会において、平成28年3月に深川市地域公共交通網形成計画を策定し、同計画に基づき地域公共交通のあり方について協議・検討を行っています。

○ 市民の交通手段の確保

コンパクトなまちづくりと交通ネットワーク網の関係性（コンパクト・プラス・ネットワーク）が、今後ますます重要となることから、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを目指すため、バス路線の維持・確保、公共交通空白地域におけるデマンド型乗合タクシー等の導入検討、MaaS※10 の導入検討を進める国や北海道等との連携、公共交通に関するAI・ICTなどの未来技術の研究を行い、持続可能で市民が

※10 MaaS (Mobility as a Service の略)

出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な手段をシームレス（切れ目なく）に提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念のこと。具体的にはスマートフォンアプリを用いて、出発地から目的地までの移動手段の検索・予約・決済を一括して行えるサービスなど。

利用しやすい公共交通網の確立に向けた取り組みを行います。

高齢者に対する施策として、公共交通に関する市内の地域間格差の解消を図るとともに、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、引き続き高齢者バス利用料金助成事業を実施します。

また、広域の交通ネットワーク網については、周辺市町をはじめ、国や北海道、交通事業者等と連携しながら、鉄道、バスなどの維持・確保に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
高齢者バス利用料金助成事業登録者数	730人(H30)	累計1,100人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・高齢者バス利用料金助成事業 企画財政課
- ・深川市地域公共交通活性化協議会の運営 企画財政課

(4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実

<現況と課題>

高齢化の進行と生活習慣病の増加に伴い、生涯を通じ健康で元気に暮らすことができる健康寿命の延伸が重視されており、健康づくりと介護予防の推進はますます重要なとなっています。

そのため、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むための支援を充実する必要があります。

さらに、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう介護予防を進めるとともに、介護が必要になったときのための介護サービス提供体制の充実が必要なほか、地域全体で高齢者を支える体制づくりも求められています。

また、市内の医師や看護師の減少が続いていることにより医療供給体制の維持が難しくなっています。そのため、医師、看護師など医療従事者の安定確保を図り、市民が必要なときに適切な医療が受けられるよう医療提供体制の確保・維持が必要です。

① 健康づくりの推進と疾病予防

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、関係機関・団体などと一緒にとなって総合的に健康づくりを推進するとともに、働く世代の死亡を抑止するため、若年期から健康を意識した生活を送れるよう保健事業を推進します。

各種健康教育、健康相談、訪問指導等により健康的な生活習慣の定着を推進するとともに、疾病の予防として、生活習慣病の要因であるメタボリックシンドロームについての知識を普及し、生活習慣改善のための支援や、市民がこころの健康（メンタルヘルス）を保てるための支援体制の充実を図ります。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
特定健康診査の受診率	37.6%(H30)	60%

<具体的な事務事業と担当課>

- ・健康教育、健康相談、訪問指導
- ・特定健康診査・特定保健指導等
- ・がん検診

健康福祉課
健康福祉課
健康福祉課

②深川市立病院における医師の確保

全ての市民が安心して必要な医療サービスを受けられるようにするためには、市立病院における良質な医療提供体制の確保が必要です。

特に現在、市立病院において常勤医師が不在となった診療科（小児科、産婦人科、整形外科、皮膚科）の常勤医師確保が喫緊の課題となっています。

そのため、医師確保策として、道内三医育大学（北大、札幌医大、旭川医大）への医師派遣要請をはじめ、医師の紹介や斡旋をする公的機関や民間業者等を活用するとともに、旭川医科大学医学部の在学生などを対象とした修学資金貸付制度を充実するなど、有効な対策を引き続き講じることにより常勤医師の確保を図ります。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
市立病院に勤務する常勤医師数 (小児科・産婦人科再掲)	小児科 0人 産婦人科 0人 整形外科 0人 皮膚科 0人 (H31.4)	小児科 2人 産婦人科 1人 整形外科 2人 皮膚科 1人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・医師養成修学資金貸付金制度

市立病院管理課

③ 深川市立病院における看護師の確保

今後の高齢社会における看護師不足の状況が顕著なことから、看護職員の確保に向け様々な施策が必要であるため、老朽化した深川市立高等看護学院の改築を行い、看護学生の修学環境を整備し、魅力ある学院として看護職員の育成を推進する必要があります。また、修学資金貸付制度を拡充し、全国から看護職員を確保できるようにするなど、将来にわたって、市立病院に勤務する看護職員を安定的に確保するための有効な対策を引き続き講じることが必要です。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
深川市立高等看護学院の学生数(1学年定員 22人)	22人	毎年度定員確保

<具体的な事務事業と担当課>

- ・深川市立高等看護学院改築事業
- ・深川市看護師修学資金貸付制度

市立病院管理課
市立病院管理課

④ 介護予防と地域生活支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようとする地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者が介護を必要とする状態になることを少しでも遅らせるよう、生活機能の維持・向上を図り、生きがいづくりと健康の維持につながる介護予防ふれあいサロンの開設などの様々な介護予防事業に取り組みます。

さらに、今後増加することが予想されるひとり暮らしの高齢者をはじめ、要支援・要介護高齢者、認知症高齢者等が安心して地域で暮らし続けることができるよう、日頃から地域全体で見守り、支えていく体制づくりを進めていきます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
介護予防ふれあいサロンの参加率	4.7%(H30)	7.4%

<具体的な事務事業と担当課>

- ・介護予防ふれあいサロンの参加率

高齢者支援課

(5) 未来を担う人づくり

<現況と課題>

活力あるまちづくりに資するため、次代を担う世代の育成は重要です。これまで地域づくりをはじめ、教育、産業などの分野における活動を支援することにより、人材の育成を進めてきましたが、今後も引き続き、積極的な支援が必要です。

特に将来を担う児童生徒に対しては、学力や体力の向上はもちろんのこと、深川の自然や産業、歴史など地域に根ざした教育課程を編成し、農業体験や職場体験、郷土学習など様々な教育活動を通して、ふるさと深川に愛着と誇りを持った人材の育成に努めています。

深川市内小中学校の児童生徒の学力については、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されている全国学力・学習状況調査において、全国平均に届かない教科があり、また、実施年度によっても変動が見られることから、今後も確かな学力の定着を図る必要があります。

社会教育における人材育成の取組みについては、市民で構成する生涯学習推進委員会が企画実施する「学びピア」などの生涯学習推進事業を開催し、市民が多様なテーマについて学習できるようにしています。また、平成26年度からは拓殖大学北海道短期大学等の協力により、市民向けの公開講座を開催しており、大学教授等から講話を聞く貴重な機会であることから、市民が楽しみながら教養を高めるなど、生涯学習を通して、人づくり、地域づくりに努めています。

① 人材の育成

広く市民に対して、まちづくりや地域づくりに参画する意識や機運の醸成に努めるとともに、国内外での調査研修、講演会の開催、国際交流、就農や企業に関する研修などに対して支援する人材育成事業を推進します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
人材育成事業を活用した研修等の参加者数	年 18 人(H30)	年 20 人以上

<具体的な事務事業と担当課>

- ・人材育成事業
- 企画財政課、農政課
商工労政課

② 小中学校児童生徒の学力向上等への取組み

深川市教育委員会及び各学校においては、学校生活における個に応じたきめ細かなサポートにより、児童生徒の学習意欲や健康・体力の向上を図るとともに、引き続き、特色ある教育活動や社会科副読本の活用による、ふるさと深川を思う心の育成に努めます。

また、全国学力・学習状況調査の結果と要因を分析して課題を整理する中で、学力向上及び定着に向けた取り組みを推進し、教科ごと平均正答率が全国平均を上回るよう児童生徒の学力向上を目指します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
全国学力・学習状況調査における深川市平均正答率と全国平均正答率の比較	国語(小学校)61% 算数(小学校)65% 国語(中学校)72% 数学(中学校)58% (H31.4)	国語(小学校) 上回る 算数(小学校) 上回る 国語(中学校) 上回る 数学(中学校) 上回る

<具体的な事務事業と担当課>

- ・学習サポートプログラム事業
- 学務課

③ 生涯学習の充実

子どもから高齢者までの市民が、自主的、主体的に様々な分野での学習活動に取り組めるよう、各種の生涯学習推進事業や市民公開講座をはじめとした学習機会の提供と充実に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
生涯学習出前講座の開催回数	年 34 回(H30)	年 36 回

<具体的な事務事業と担当課>

- ・生涯学習出前講座
- 生涯学習スポーツ課

(6) 防災などの暮らしの安全

<現況と課題>

地域防災力の向上や地域の安心安全な暮らしのため、地域防災計画の改定、防災資機材や食料備蓄品の購入、各種団体等との防災協定の締結を促進するとともに、地域へ出向いての防災講話や防災訓練を行っています。

災害発生時の避難行動や避難所運営には、地域単位で協力し助け合い活動が必要となるため、平常時に自主防災組織を結成して役割分担を明確にし、日ごろから訓練をすることが重要です。

また、災害時に支援が必要となる高齢者などを地域で見守るための体制づくりについても、さらに対象者の把握に努めていくことが必要です。

令和元年度には、近年大規模化する自然災害等の発生から市民の人命などを保護するため、防災ガイドブック（ハザードマップ）を作成し、地域の特性に応じた防災情報の提供や市民の防災意識の向上を図り、災害時においては市民が円滑な避難行動をとることができますよう努めています。

被災者支援についても「ぴったりサービス（サービス検索機能・電子申請機能）」を活用して、災害発生後における被災者支援制度の周知及び各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を実現することを目的とした検討・準備を進める必要があります。

○ 地域防災の推進

防災意識の高揚と実践力を養うため、防災士や北海道地域防災マスターなどへの登録、自主防災組織の立ち上げなどに支援を行うとともに、町内会や団体等に対する防災訓練等の呼びかけ、定期的な総合訓練等を実施します。

まちなか居住エリアでの都市景観の向上に加え、防災対策（緊急輸送道路、避難路の確保）、バリアフリー化などの観点から無電柱化を推進します。

また、国が進めている国土強靭化の取り組みについては、市としても地域計画策定等を行い推進していくとともに、市役所庁舎は、施設設備の老朽化に加え耐震性等が著しく不足していることから、高い耐震性や非常用電源を確保するなど防災拠点としての機能強化を図り、ユニバーサルデザインやバリアフリー機能等を取り入れた新たな庁舎の建設に取り組み、市民の利便性向上や安心安全な暮らしを守る環境の整備に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
自主防災組織率※	20.3%(H30)	50%
無電柱化路線（再掲）	0.6 km (H30までの累計)	累計 1.9 km

※結成された地域の世帯数／全世帯数×100(%)

<具体的な事務事業と担当課>

- ・地域防災活動支援
- ・無電柱化事業（再掲）
- ・国土強靭化地域計画の策定

自治防災室
都市建設課
企画財政課

(7) 広域連携の推進

<現況と課題>

広域連携については、北空知圏域を中心に一部事務組合（北空知衛生センター組合、北空知圏学校給食組合など）、機関等の共同設置（介護認定審査会事務、北空知地域いじめ問題対策専門家会議事務など）、事務の委託（旅券・戸籍に関する事務など）等の手法により、幅広く広域で実施しています。

このようななか、平成30年3月に深川市は、国の定住自立圏構想に基づく中心市宣言を行い、妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結するとともに、同年10月には、圏域の将来像や具体的な取り組みなどを示した「北空知定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。

人口減少対策においては、広域連携が重要な視点であることから、北空知圏域をはじめとする広域連携を一層進めていくことが重要です。

○ 北空知圏域をはじめとする広域連携の推進

北空知定住自立圏共生ビジョンでは、医療・福祉・教育・産業振興などの「生活機能の強化に係る政策」、地域公共交通・道路等の交通インフラの整備などの「結びつきやネットワークの強化に係る政策」、人材育成などの「圏域マネジメント能力の強化に係る政策」を推進していくとしており、引き続き、北空知圏域における広域連携について、この共生ビジョンに基づき取り組みを進めます。

なお、北空知定住自立圏共生ビジョンの推進については、北空知圏域の行政課題等を協議する「北空知圏振興協議会」において協議を行うとしていますので、この組織において新しい事業の取り組みについても検討します。

また、安全で安心して暮らせる地域社会を形成することなどを目的に、北空知圏域以外における広域連携についても検討を進めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R6)
広域連携による事務事業数	23 事業 (H30)	累計 25 事業

<具体的な事務事業と担当課>

- ・北空知圏振興協議会の運営 企画財政課
- ・北空知定住自立圏共生ビジョンの推進 企画財政課
- ・北海道空知地域創生協議会による空知の魅力発信事業 企画財政課
- ・学校給食等における地場産農産物及び加工品の利活用推進、さらに販路拡大、事業化、ブランド化事業（再掲） 学務課
(地方創生推進交付金事業)

付属資料

1. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略における SDGs の考え方

① SDGs とは

「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国、開発途上国を問わない国際社会共通の目標です。

SDGsは、国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。



② SDGs に関する国の動き

2016年12月に国のSDGs推進本部において、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定され、国として優先的に取り組むべき8つの優先課題と具体的な施策を定めるとともに、SDGs推進にあたっての自治体の役割の重要性を指摘されています。また、2019年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においては、地方公共団体におけるSDGsの普及促進などが示されています。

③ SDGs に関する北海道の動き

北海道において、道民がSDGsについて考え、自らの行動につなげていくための指針として、2018年12月に「北海道SDGs推進ビジョン」が策定され、道内におけるSDGsの主流化や多様な主体が連携・協働した取り組みを促進し、北海道全体でSDGsの推進を図ることが位置付けられました。また、SDGsのゴール等に照らした、北海道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などが示されています。

④ 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略における SDGs の考え方

本市の総合戦略では、人口減少下においても、将来にわたり安心して暮らし続けることができる「持続可能なまちづくり」を進めることを取り組みの基本方向としており、SDGsの理念と合致する各種施策の推進を図ることによって、SDGsの目標達成にも資するものと考えます。

「北海道SDGs推進ビジョン」などの指針を勘案し、総合戦略における「4つの基本目標」「主要施策」「関係する主な数値目標及びKPI」について、SDGsの目指す17の目標に照らし分類することによって、取り組みの方向性を示しています。

SDGs に掲げられる目標

本市の現状と課題や、北海道 SDGs 推進ビジョンを踏まえた取り組みの方向性を示しています。



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

(健康・福祉)

子ども達が健やかに成長できる環境の整備など、地域全体で子どもを見守り育てる社会づくりや、高齢者、障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりが必要となっています。

総合戦略

主要施策

関連する主な数値目標
及び KPI

基本目標 3

(2) 子育て支援の充実

・待機児童 ほか

基本目標 4

(4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実

・市立病院に勤務する常勤医師数 ほか

SDG が目指す目標に合致する、総合戦略における
「基本目標」「主要施策」「関連する主な数値目標及び KPI」

2 飢餓を
ゼロに



飢餓を終わらせ食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

(農林業)

農林業の生産力強化や所得の確保が必要となっています。

総合戦略

主要施策

関連する主な数値目標
及び KPI

基本目標 1

(1) 本市を支える農業等の維持発展

・主要作物作付面積 ほか

3 すべての人に
健康と福祉を



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

(健康・福祉)

安心して子育てできる社会づくりや将来にわたり安心できる地域医療の確保、市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防が必要となっています。

総合戦略

主要施策

関連する主な数値目標
及び KPI

基本目標 3

(2) 子育て支援の充実
(3) 小児医療及び周産期医療の提供体制等の確保

・保育所保育料の助成割合
ほか

基本目標 4

(2) 雪国の快適な生活環境づくり
(4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実

・市道の除排雪路線 ほか

4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する (教育) 人口減少社会にあっても地域の教育水準を維持するため、地域の特性や実情等を考慮した教育環境の充実が必要となっています。	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 2	(4) 高校・大学等との連携	・拓殖大学北海道短期大学1年生の新規市内居住者
基本目標 4	(5) 未来を担う人づくり	・人材育成事業を活用した研修等の参加者数ほか

5 ジェンダー平等を実現しよう	※ ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う (男女平等参画・女性の活躍) 男女を問わず、育児や介護を行いながら安心して働く環境づくりが必要となっています。さらに、地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場への女性の参画促進が必要となっています。	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 3	(2) 子育て支援の充実 (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	・育児休業取得支援助成金の申請件数ほか

※社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー／gender）」という。

6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する (環境) 生物多様性の保全や、木材生産など様々な機能を有する森林の整備・保全、水資源の保全が必要となっています。	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展	・市有林の整備面積ほか
基本目標 4	(7) 広域連携の推進	・広域連携による事務事業数

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する (エネルギー) 省エネの推進や、持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラの拡大が必要となっています。	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 4	(6) 防災などの暮らしの安全 (7) 広域連携の推進	・無電柱化路線ほか

8 働きがいも 経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	
(雇用) 良質で安定的な雇用の場や産業人材の育成・確保、多様な働き手の就業支援等が必要となっています。		
(中小企業) 地域の経済・雇用を支える中小企業の振興が必要となっています。		
(観光) 豊かな自然・文化・歴史を保全するとともに、地域社会と共生する滞在交流型の観光づくりや、国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大が必要となっています。		
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展 (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興 (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり (4) 企業誘致の推進 (5) 労働力の確保	・若年者等雇用拡大奨励金の申請件数 ・広里工業団地内企業の雇用者数 ほか
基本目標 2	(1) 移住・定住の推進 (2) 関係人口の創出・拡大 (3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大 (4) 高校・大学等との連携	・観光客入込数 ・移住件数 ほか
基本目標 3	(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	・育児休業取得支援助成金の申請件数 ほか
基本目標 4	(5) 未来を担う人づくり	・人材育成事業を活用した研修等の参加者数 ほか

9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
(地域産業) 高い付加価値を生み出すものづくり産業等の振興が必要となっています。		
(インフラ) 国内外との人流・物流拡大を一層促進するための基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実が必要となっています。		
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展 (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興 (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり (4) 企業誘致の推進 (5) 労働力の確保	・農産物生産量 ・市の支援により工場等を新設及び増設した企業数 ほか
基本目標 3	(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	・育児休業取得支援助成金の申請件数 ほか
基本目標 4	(3) 公共交通の確保 (5) 未来を担う人づくり	・高齢者バス利用料金助成事業登録者数 ほか

 10 人や国の不平等 をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する	
	(安心・安全) 人々が互いに尊重しあう社会づくりが必要となっています。	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標 及びKPI
基本目標 3	(2) 子育て支援の充実 (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	・保健師による新生児訪問率 ほか
基本目標 4	(6) 防災などの暮らしの安全	・自主防災組織率 ほか

 11 住み続けられる まちづくりを	包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
	(地域) 人口減少が進む中、持続可能なまちづくりを行うためには、多様な主体の連携、日常生活に必要不可欠な生活交通の確保など、さまざまな施策を総合的に推進する必要があります。	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標 及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展 (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興 (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり (4) 企業誘致の推進 (5) 労働力の確保	・主要作物作付面積 ・広里工業団地内企業の雇用者数 ほか
基本目標 2	(1) 移住・定住の推進 (2) 関係人口の創出・拡大 (3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大 (4) 高校・大学等との連携	・移住件数 ほか
基本目標 3	(1) 男女の出会いをつくる (2) 子育て支援の充実 (3) 小児医療及び周産期医療の提供体制等の確保 (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	・合計特殊出生率 ほか
基本目標 4	(1) まちなか居住などの住環境の整備と空家住宅対策 (2) 雪国の快適な生活環境づくり (3) 公共交通の確保 (4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実 (5) 未来を担う人づくり (6) 防災などの暮らしの安全 (7) 広域連携の推進	・住みよいまちと感じている人の割合 ほか

	持続可能な生産消費形態を確保する	
	<p>(環境) 第2次深川市環境基本計画に基づく3R（リデュース・リユース・リサイクル）の一層の推進や廃棄物の適正処理が必要となっています。</p> <p>(観光) 観光事業者のみならず農林業や商業など地域の多様な関係者の参画により、観光客のニーズ分析を踏まえた取り組みが必要となっています。</p>	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展 (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興	・主要作物作付面積 ・広里工業団地内企業の雇用者数 ほか
基本目標 2	(3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大	・道の駅ライスランドふかがわの来館者数 ほか
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
	<p>(防災) 大規模自然災害の発生に備えた地域防災力の向上や災害に強い地域づくりが必要となっています。</p>	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(4) 企業誘致の推進	・市の支援により工場等を新設及び増設した企業数
基本目標 2	(1) 移住・定住の推進	・移住件数 ほか
基本目標 4	(6) 防災などの暮らしの安全	・自主防災組織率 ほか
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
	<p>(環境) 臨海都市に限らず、陸上活動による汚染対策などを講じることが必要となっています。</p>	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展	・民有林の整備面積 ほか
基本目標 4	(7) 広域連携の推進	・広域連携による事務事業数
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
	<p>(農林業) 生物多様性の保全、木材生産など様々な機能を有する森林の整備・保全が必要となっています。</p>	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展	・市有林の整備面積、有害鳥獣捕獲頭数 ほか

 <p>16 平和と公正をすべての人に 目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>(安心・安全) 平和運動の推進や安心して暮らせる社会の実現が必要となっています。</p> <p>(教育) 家庭・学校・地域社会・関係機関が連携し、いじめ・不登校の未然防止や早期対応に向けた取り組みが必要となっています。</p>	
	総合戦略	主要施策
基本目標 4	(5) 未来を担う人づくり	・住みよいまちと感じている人の割合 ほか
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>(推進体制) 多様な主体の連携・協同関係を構築することなどが必要となっています。</p>	
	総合戦略	主要施策
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展 (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興 (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり (4) 企業誘致の推進 (5) 労働力の確保	・主要作物作付面積 ・広里工業団地内企業の雇用者数 ほか
基本目標 2	(1) 移住・定住の推進 (2) 関係人口の創出・拡大 (3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大 (4) 高校・大学等との連携	・移住件数 ほか
基本目標 3	(1) 男女の出会いをつくる (2) 子育て支援の充実 (3) 小児医療及び周産期医療の提供体制等の確保 (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	・合計特殊出生率 ほか
基本目標 4	(1) まちなか居住などの住環境の整備と空家住宅対策 (2) 雪国の快適な生活環境づくり (3) 公共交通の確保 (4) 安心を支える健康・医療・介護施設の充実 (5) 未来を担う人づくり (6) 防災などの暮らしの安全 (7) 広域連携の推進	・住みよいまちと感じている人の割合 ほか

2. まち・ひと・しごと創生法

○まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年十一月二十八日)

(法律第百三十六号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第八条)
- 第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(第九条・第十条)
- 第四章 まち・ひと・しごと創生本部(第十二条—第二十条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講すべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が

促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。
(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講すべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。
- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

- 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)
- 第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 第四章 まち・ひと・しごと創生本部
(設置)
- 第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。
- (所掌事務)
- 第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (組織)
- 第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。
(まち・ひと・しごと創生本部長)
- 第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
(まち・ひと・しごと創生副本部長)
- 第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。
(まち・ひと・しごと創生本部員)
- 第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。
- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第三八一号で平成二六年一二月二日から施行)

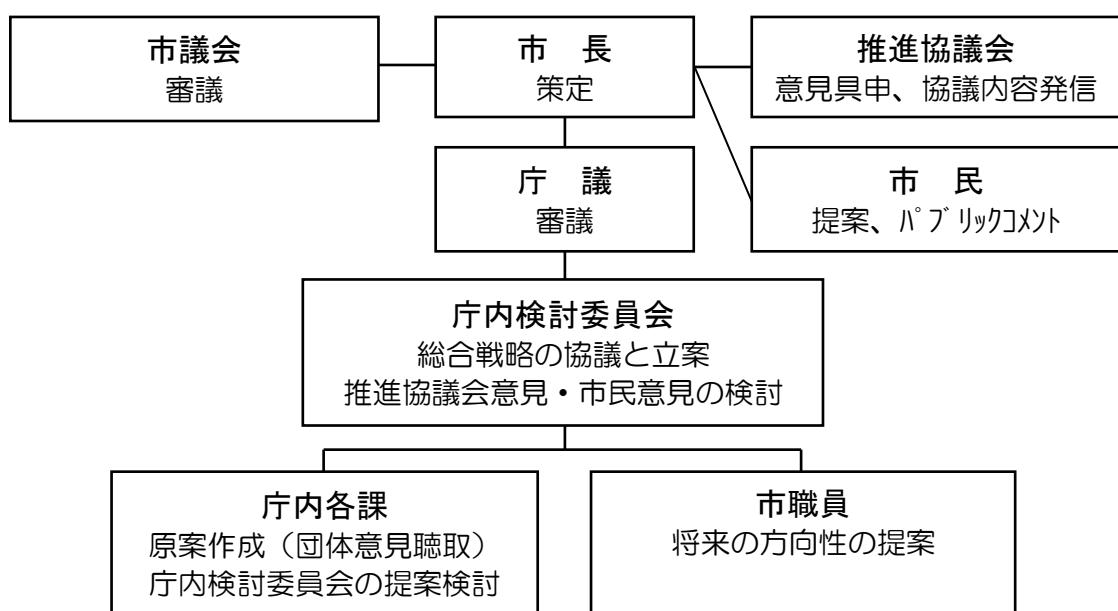
(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3. 策定までの経過

パブリックコメント後に作成

○策定体制図



4. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会

(1) 設置要綱

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く市民からの意見を聴くため、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べができるものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合戦略の効果検証及び見直しに関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織し、市民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人を置く。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、協議会に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 協議会の運営に関し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月21日から施行する。

(2) 委員一覧

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会委員

区分	団体及び役職名	協議会役職
住民代表	深川市町内会連合会連絡協議会 会長	会長
	深川市社会福祉協議会 会長	
	深川市民生児童委員連合協議会 副会長	
	深川市シルバークラブ連合会 会長	
	深川市障がい者ネットワーク協会 会長	
	一般社団法人深川医師会 会長	
	深川市保健推進員会 会長	
	深川市P T A連合会 副会長	
	深川市青少年健全育成連絡協議会 副会長	
	深川市男女平等参画推進協議会 副会長	
	深川市移住定住サポートセンター運営協議会 監事	
産業界	きたそらち農業協同組合 常務理事	
	深川市農村青年部協議会 副会長	
	深川市内J A女性部連絡協議会 会長	
	深川商工会議所 副会頭	
	一般社団法人深川青年会議所 理事長	
	深川市商店街振興組合連合会 副理事長兼専務理事	
	深川建設業協会 副会長	
学	深川市教育委員会 教育委員	
	拓殖大学北海道短期大学 農学ビジネス学科長	副会長
金	株式会社北洋銀行深川支店 課長	
	北空知信用金庫 常勤理事本店長	
労	労働団体 連合北海道深川地区連合会 執行委員	
言	メディア 株式会社北空知新聞社 代表取締役社長	
官	行政機関 深川市 副市長	

オブザーバー	北海道空知総合振興局地域政策部 地域創生部長
--------	------------------------

事務局	深川市企画総務部企画財政課企画係
-----	------------------

(3) 会議の開催状況

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会 会議

第1回

日時 令和元（2019）年8月8日

場所 深川市役所大会議室

内容 委嘱状交付、市長あいさつ、議事

議事の内容

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン策定の方向性について
- (3) 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略平成30年度実績評価と第1期のまとめについて
- (4) その他

出席委員数 20人

第2回

日時 令和2（2020）年1月20日

場所 深川市役所大会議室

内容 会長あいさつ、議事

議事の内容

1. 深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版（素案）について
2. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について
3. その他

出席委員数 ●●人

第●回

日時 令和2（2020）年●月●●日

場所 深川市役所大会議室

内容 会長あいさつ、議事

議事の内容

- 1.
- 2.
- 3.

出席委員数 ●●人

5. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会

(1) 設置要綱

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するため、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合戦略の立案及び調整に関すること。
- (2) 総合戦略の見直し及び効果検証に関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認められる事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、企画財政課長とし、委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括し、これを代表する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月21日から施行する。

別表（第3条関係）

自治防災室長	社会福祉課長	子育て支援推進室長
高齢者支援課長	健康福祉課長	地域振興課長
農政課長	商工労政課長	都市建設課長
建築住宅課長	学務課長	生涯学習スポーツ課長

(2) 会議の開催状況

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会 会議

第1回

日時 令和元（2019）年7月19日

協議事項

- (1) 第2期 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンの策定について
- (2) 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価検証について
- (3) その他

第2回

日時 令和元（2019）年10月8日

協議事項

- (1) 第2期「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定について
- (2) その他

第3回

日時 令和2（2020）年1月29日（予定）

協議事項

- 1. 深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版（素案）について
- 2. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について
- 3. 地方創生特別委員会について
- 4. その他

6. 意見募集等の状況

(1) まち・ひと・しごと創生に関するアイデア募集

募集期間	令和元年10月21日～11月11日
対象者	どなたでも応募可能（市内・市外、個人・団体、年齢を問わない）
周知方法	市ホームページ、推進協議会委員及び大学・高校への送付等
提案数	アイデア提案等13件

(2) パブリックコメント（意見募集）

募集期間	令和2年2月21日～3月16日（予定）
対象者	市民等（市内に住所を有する者、市内事業所に勤務する者等）
公表方法	市ホームページ、市役所・支所での閲覧配付
意見	●件

7. 深川市議会地方創生特別委員会

委員	委員長 小田 雅一 副委員長 田畠 陽美 委員 近沢 弘幸、松本 雅祐、佐々木 一夫、北名 照美
設置	令和元年12月 9日
調査	令和元年12月18日 <u>令和2年 1月24日（予定）</u> <u>令和2年 2月 日（予定）</u> <u>令和2年 月 日（予定）</u>

8. 庁議

組織	市長、副市長、教育長、部長職
審議	令和元年 7月26日
	令和元年 8月29日
	令和2年 1月 9日
	<u>令和2年 月 日 人口ビジョン（改訂版）・第2期総合戦略の決定</u>

第2期
深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行日 令和2年 月
発行者 北海道深川市
住 所 〒074-8650 深川市2条17番17号
電 話 0164-26-2246（企画総務部企画財政課）
FAX 0164-22-8134
Email kikaku@city.fukagawa.lg.jp